

A2 鎌ヶ谷市訪問型サービス サービスコード表

令和6年4月1日改正

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	1176単位	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	2349単位	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	3727単位	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	123単位	123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	1単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅱ	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 15%減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅲ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	リ 生活機能向上連携加算	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000加算		

A2 鎌ヶ谷市生活支援サービス(一体型) サービスコード表

令和6年4月1日改正

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1121	訪問型独自サービスⅠ/2	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	976単位	976 1月につき
A2	2121	訪問型独自サービスⅠ/2日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	32単位	32 1日につき
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ/2	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1949単位	1,949 1月につき
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ/2日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	64単位	64 1日につき
A2	1331	訪問型独自サービスⅢ/2	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3093単位	3,093 1月につき
A2	2331	訪問型独自サービスⅢ/2日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	102単位	102 1日につき
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ/2	高齢者虐待防止措置未実施減算 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	10単位減算	-10 1月につき
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ/2日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1単位減算	-1 1日につき
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ/2	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	19単位減算	-19 1月につき
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ/2日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1単位減算	-1 1日につき
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ/2	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	31単位減算	-31 1月につき
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ/2日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	1単位減算	-1 1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅱ	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅲ	同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	チ 初回加算	200単位加算	200 1月につき
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2	リ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算/2	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	50 1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000加算	

A2 鎌ヶ谷市生活支援サービス(単独型) サービスコード表

令和6年4月1日改正

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1131	訪問型独自サービスⅠ/3	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	823単位	823	1月につき
A2	2131	訪問型独自サービスⅠ/3日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	27単位	27	1日につき
A2	1231	訪問型独自サービスⅡ/3	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1644単位	1,644	1月につき
A2	2231	訪問型独自サービスⅡ/3日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	54単位	54	1日につき
A2	C231	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ/3	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	8単位減算	-8	1月につき
A2	C240	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ/3日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1単位減算	-1	1日につき
A2	C232	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ/3		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	16単位減算	-16	1月につき
A2	C233	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ/3日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1単位減算	-1	1日につき
A2	4021	訪問型独自サービス初回加算/3	子 初回加算		200単位加算	200	1月につき
A2	6122	訪問型独自口腔連携強化加算/3	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	1回につき